

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報公開

2012年10月施行の派遣法改正により義務付けられました情報について、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(第23条第5項)」に基づき、下記の通り提供いたします。

事業者名	株式会社シーティーイー
一般労働者派遣事業	届出受理番号 派13-010574

【労働者派遣等実績】 2024年6月30日実績

1. 派遣労働者の人数	3 名
2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数	1 社
3. 労働者派遣に関する料金の額の平均額(1日8時間当たり)	19,909 円
4. 派遣労働者の賃金の額の平均額(1日8時間当たり)	12,388 円
5. マージン率(小数点第2以下を四捨五入)	37.8 %
6. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項(有給無償) - 個別相談、キャリアコンサルティング - ハラスメント研修 - プライシーマーク研修 キャリアコンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口：制作課 美濃 連絡先：03-3267-4161	

【派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定】

- 締結済み(2026年3月31日まで)
-
-
-
-

【マージン率に含まれる費用の項目】

- 派遣労働者の募集・採用に関する費用
- 派遣事業にかかるデータベース等インフラ整備に関する費用
- 福利厚生に関する費用(社会保険料等)
- 派遣事業にかかる運営・人件費
- 損害賠償責任保険等の費用
- 教育研修費用